

## 【業界動向】

# 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業) について

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

## 1. はじめに

2017年3月9日、一般社団法人 全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）は、環境省より、今年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業）」交付事業（以下「本事業」という。）の執行団体として採択され、同年4月3日に補助金交付の決定が為されました。これを受け、全浄連は本事業の執行を開始し、補助金交付に係る公募の受付を6月1日より行っています。

本事業は、既設大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業に要する経費の一部を補助し、地球環境保全及び生活環境の保全に資することを目的としています。

具体的な事業内容としては、101人槽以上の既設大型合併処理浄化槽に係る省CO2型の高度化設備（高効率ブロウ、インバータ制御装置等）の導入・改修費について、その**2分の1**を補助するもので、本事業全体での予算規模は10億円となっています。

## 2. 「全浄連」について

全浄連は、1979年に当時の厚生大臣から社団法人として許可され、2013年に内閣総理大臣より一般社団法人として認可された団体です。

その組織は、正会員47の都道府県団体と特別会員18の浄化槽指定検査機関で構成され、正会員の傘下会員は約12,000社、全国浄化槽関係業者数47,290社（環境省調べ、平成26年度末現在）の約25%に相当し、浄化槽に関する「製造、設置工事、保守点検、清掃、法定検査の5業種」を網羅する全国団体となっています。

団体の目的として、水環境と生活環境の保全を図り、公衆衛生の向上に寄与するため浄化槽の普及促進・啓発に努め、専門家集団として浄化槽業界の健全な発展を目指しており、設立当初においても、浄化槽法の成立を強く推進した経緯があります。

今日では、『『単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早急な転換』のための法改正と助成制度の創設と拡大』、『浄化槽整備区域の拡大』に対する行政的、財政的措置の拡充強化』、『防災、減災の観点から地震に強い浄化槽の速やかな整備促進』のため、平常時から学校、公民館等への浄化槽の設置と活用』、『浄化槽の一元的情報共有ネットワークの構築と地理情報機能を付加した『浄化槽台帳システム』の整備推進のための助成』などを強力に推進しています。

また、今年1月から2月にかけて、環境省が本事業に係る執行団体の公募を行った際、本事業の性質・目的と全浄連の活動目的とが十分に合致していた為、公募に応じたところ、全浄連が執行団体として採択される運びとなりました。

現在は、前述の四つの目標の推進に加え、本事業の執行ならびにPR活動を行っており、皆様からのご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

### 3. 本事業について

2015年12月にパリ協定が採択されて以降、国際社会における地球温暖化対策は本格化しています。気候変動枠組条約の加盟国196カ国全てが参加するこの協定では、各国がそれぞれの国情と能力に合わせて自主的に温室効果ガスの削減目標を国連に提出し、その達成のため、削減に向けた国内の対策を取ることが義務づけられました。これに基づき、我が国の目標としては、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することとなっています。

この根拠の一つとなっているものが、パリ協定採択に先立つ2015年7月16日に、経済産業省が決定した「長期エネルギー需給見通し」であり、これは、2030年の我が国におけるエネルギーミックス(電源構成)を定めたものです。

この実現に向けて、財務省は今年度予算において、徹底した省エネルギー化に資する技術の開発、設備等の導入を始めとした数々の取り組みを推進する為、エネルギー対策特別会計として9,635億円(財務省『平成29年度予算の説明』)を計上、その内、二酸化炭素排出抑制対策事業委託費は約440億7千万円となっています。

環境省は、その二酸化炭素排出抑制対策事業の一環として、浄化槽分野、特に101人槽以上の既設大型合併処理浄化槽に係るエネルギー起源二酸化炭素の排出量を抑制することを検討しました。

これには、家庭用の合併処理浄化槽が高効率型ブロワの普及によって既に省エネ化が進んでいる一方で、大型浄化槽はその機械設備が老朽化しているものも多く、それらを省エネ型へと更新する事業を推進・補助することで、温室効果ガス排出量の削減に大きく寄与させる狙いがあります。

この為、環境省は「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業)」として10億円の予算を計上し、この補助金交付事業を執行する団体を昨年1月から2月にかけて公募、先述のように全浄連が執行団体として採択され、現在に至ります。

### 4. 本事業の概要

本事業による補助金交付を受けて実施される浄化槽付帯設備の更新工事を**補助事業**と称し、補助事業を実施する浄化槽管理者は**補助事業者**となります。

#### (a). 補助事業

補助事業は以下の3つの要件を満たす事業になります。

- (1)原則として、下水道法に基づき策定された予定処理区域以外の地域における
- (2)集合住宅や住宅団地、学校教育施設、集会場、病院、社会福祉施設等を始めとした不特定多数の人が利用する施設(農業・漁業・林業 集落排水施設を除く)に設置された
- (3)101人槽以上の大型合併処理浄化槽に係る機械設備の更新・導入事業

#### (b). 補助事業の対象となる機器・システム

補助事業の対象となる機器・システムとしては、(1)で示されるブロワの更新を必ず含んだ上で、事業に係る浄化槽設備全体での消費電力量を5%以上削減できるような、以下の(1)から(3)の任意の組み合わせが対象となります。

- (1)組み込まれたモーターについて、効率が IEC 規格(国際電気標準会議)で規定される効率クラス IE3(プレミアム効率)と同等以上のものとなる省エネ型ブロワ
- (2)運転効率の改善を実現するインバータ制御装置・タイマー設置
- (3)その他省エネ化に資する機械設備

(c). 補助事業者

補助事業者は、以下のいずれかの要件を満たす浄化槽管理者になります。

- (1)民間企業・個人事業主
- (2)独立法人・一般法人・公益法人
- (3)都道府県・市町村・特別区・地方公共団体の組合
- (4)地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に基づき市町村許可を受けた地縁団体(住宅団地の住民組合等)
- (5)学校法人・医療法人・社会福祉法人
- (6)その他、環境大臣の承認を得て、当連合会が適当と認める者

また、補助事業者は以下の責務を負います。

- (1)事業の実施
- (2)完了年度及びその後 3 年間の毎年度 CO2 削減効果の報告
- (3)完了後概ね 15 年間の財産処分制限義務
- (4)法令の遵守

## 5. 事業の流れ

本事業の執行団体である全浄連は、2017 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日まで、補助事業者の公募を行っています。補助金交付申請者から届けられた申請書類一式は受理次第、外部の識者による審査委員会を経て作成された審査基準に基づいて全浄連が随時審査を行い、問題なければ**交付決定通知**をお送りします。申請から、決定通知までの期間は、現在のところ、概ね 2 週間から 3 週間となっています。

決定通知を受けた申請者は、補助事業者として事業を実施するか、もしくは通知を受けた日から起算して 15 日以内に申請を取り下げさせていただきます。また、交付申請額の変更を伴う事業計画の変更を行う際には、変更交付申請書を提出してください。

事業が完了した際には、完了日から起算して 30 日以内(もしくは 2018 年 2 月 15 日までの、いずれか早い日にちに)、完了実績報告書を全浄連まで提出して下さい。やむを得ない事情によって提出が遅れる場合には、事前に全浄連までご相談ください。

全浄連は完了実績報告書を審査(必要に応じて現地調査)後、交付額確定通知を補助事業者にお送りします。報告書受理から通知送付まで概ね 2 週間から 3 週間となります。

交付額確定通知を受け取った補助事業者は精算払請求書を全浄連に送付いただき、全浄連は補助金(総事業費の **2 分の 1**)の支払いを行います。

## 6. 交付申請書類

補助金交付申請書類一式は以下になります。

### (1) 交付申請書

A. 別紙1 省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業 実施計画書

a. CO2削減効果計算書

B. 別紙2 省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業に要する経費内訳

### (2) 参考資料

ア. 申請者が地方公共団体以外のものである場合

①申請者の組織概要

②経理状況証明書(貸借対照表 及び 損益計算書)

③定款(申請者が個人である場合は印鑑証明書の原本及び住民票の原本)

イ. 申請者が地方公共団体である場合

①申請年度の予算書

(3) 浄化槽法第11条検査報告書

(4) 暴力団排除に関する誓約書

(5) 2社の見積書(いわゆる「相見積もり」)

「(1) 交付申請書」(別紙やその添付資料含め) や「(4) 暴力団排除に関する誓約書」については、原紙(フォーマット)を全浄連 WEB サイト上に用意してあります(本事業に係る特設サイト <http://www.zenjohren.or.jp/e-conservation.html>) ので、必要に応じて、ダウンロードし、ご利用ください。また、記入に際しては、「仕様書」という印刷物ないし PDF ファイルに記入例を記載しておりますので参照してください。

なお、書類作成にあたっては専門的な知識を要する箇所もありますので、申請者ではなく専門業者が代筆する形となっても、問題ありません。

## 7. 完了実績報告書

事業を完了した日から起算して30日以内に以下の書類一式をご提出いただきます。

### (1) 完了実績報告書

A. 別紙1 省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業 実施報告書

B. 別紙2 省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業 経費所要額精算調書

### (2) 添付資料

①「別紙2 経費所要額精算調書」に係る請求書、領収書、計算書等

②工事写真帳(浄化槽設置施設の外観、工事前後の機器を看板と共に撮影)

完了実績報告書の提出には、工事の工程がわかるような写真資料が必要となります。工事を実施する際には、この点にご留意下さい。

(以下は写真の例)



## 8. 事業完了後の報告義務及び財産処分制限義務について

補助事業を完了した補助事業者は、完了年度(事業が完了した日からその年度の3月末までの期間)及びその後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に事業による過去1年間(完了年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間)の二酸化炭素削減効果について、事業報告書を提出してください。

様式は先述の全浄連 WEB サイトに掲載していますが、二酸化炭素排出削減量の算出に関しては、申請時に提出いただく計算書と同様の要領で作成いただくことができます。事業報告書、その添付資料となる二酸化炭素排出削減量計算書に、浄化槽法第11条検査報告書(の写し)を添えて、提出して下さい。また、これら報告書の証拠となる書類は、ご提出いただいた年度の終了後3年間まで保存して下さい。

また、本事業による補助金の交付を受けて導入した各種設備につきましては、15年が経過するまでは、目的外の使用、譲渡、交換、貸し付け、あるいは担保に供する、廃棄等を行うことが制限されます。

しかしながら、浄化槽に係る機械設備が概して過酷な稼働環境に置かれていることを考慮すれば、本事業によって導入された設備が15年の経過を待たずに故障・破損することは十分に考えられます。そうしたケースが発生した場合には、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知)に準じて、財産処分の為の承認申請、それに係る事務手続を行って下さい。

## 9. 現在の状況

各都道府県より、集合住宅や小学校、病院や福祉施設を始め、ゴルフ場や宿泊施設、観光施設等に設置された大型浄化槽の機械設備について、申請をいただいております。

全浄連では、浄化槽管理者における本事業への認知度を更に高めていくために、住宅やレジャー施設、商業施設、道路施設などの関連団体へのアプローチを進めています。